

審判	申立 手数料 (印紙: 円)	登 記 手数料 (印紙: 円)	郵 便 切 手											備 考		
			合計	内 訳 (単 位 : 円 分 組 数)												
				500	100	84	50	20	10	5	2	1				
成年後見																
成年後見開始	800	2,600	4,417	6		8	8	10	10	4	10	5				
保佐・補助開始	800	2,600	5,674	8		11	8	10	10	5	10	5				同意、代理権付与の申立手数料は各800円追加
任意後見監督人選任	800	1,400	4,417	6		8	8	10	10	4	10	5				契約ごと
成年後見監督人(保佐監督人, 補助監督人)選任	800		2,828	2	9	10			3	2		4				
成年後見人(保佐人, 補助人)辞任許可+後見人(保佐人, 補助人)選任	1,600	1,400	3,762	4	11	6	1	3	4			4				
後見人(保佐人, 補助人)辞任	800	1,400	3,762	4	11	6	1	3	4			4				
後見人(保佐人, 補助人)選任	800		3,762	4	11	6	1	3	4			4				登記用収入印紙は、選任申立のみの場合には、不要
成年被後見人(被保佐人, 被補助人)の居住用不動産処分許可	800		94			1			1							
保佐人, 補助人に対する代理権付与	800	1,400	2,522	2	9	6		3	5			4				登記用収入印紙と郵券は、保佐・補助開始と同時に申し立てる場合には、不要
保佐人, 補助人に対する同意権付与	800	1,400	2,522	2	9	6		3	5			4				登記用収入印紙と郵券は、保佐・補助開始と同時に申し立てる場合には、不要
特別代理人選任	800		356			4			2							
成年後見人(保佐人, 補助人)の報酬付与	800		84			1										
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託	800		1,362	2	1	3			1							囑託先が1増えるごとに、84円1枚追加
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託の変更	800		168			2										上に同じ
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託の取消(後見人申立)	800		168			2										上に同じ
同 上 (後見人以外の申立)	800		1,362	2	1	3			1							上に同じ
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約締結その他相続財産の保存に必要な行為の許可	800		84			1										
成年後見人の保全申立			2,080	3	1	4	1	3	1	4	2					後見、解任命令の場合は登記用収入印紙1400円のほか、郵券額の追加あり(個別検討)
保佐人, 補助人の保全申立			3,200	5	2	4	1	3	2	6	2					保佐・補助、解任命令の場合は登記用収入印紙1400円のほか、郵券額の追加あり(個別検討)
後見(保佐, 補助)開始審判の取消	800		3,652	3	11	10	2	4	2			6				
後見人(保佐人, 補助人)の解任	800		2,468	2	9	5		3	8			4				
未成年者後見																
未成年後見人選任	800		2,800	4		5	4	5	5	2	5	10				未成年者1人について
未成年後見監督人選任	800		2,828	2	9	10		3	2		4					
財産管理(不在者・相続共通)																
不在者財産管理人選任	800		1,422			13	5		7	1		5				
相続財産清算人選任	800		1,150			10	4		10	1		5				
*移送が見込まれる場合は上記の郵券に加算する。			1,204	2	1	1			2							
財産管理人の権限外行為許可(不在者・相続共通)	800		94			1			1							
財産管理人の報酬付与(不在者・相続共通)	800		84			1										
財産管理人の処分取消(不在者・相続共通)	500		84			1										
*ただし、不在者財産管理人事件について本人が委任管理人を置いたとき	800		84			1										
財産管理(相続)																
相続人搜索の公告	800		252			3										
特別縁故者に対する財産分与	800		2,838	4		7	4	2		2						
即時抗告	1,200		2,500	4	2	2	1	2	2	4	1					

※ 他県の家庭裁判所では、郵便切手内訳等がこの表と異なる場合がありますので、申立先の家庭裁判所へお問い合わせください。
 ※ また、事案によっては郵便切手を追納していただく場合もありますのでご了承ください。